

## 「地球温暖化対策推進本部幹事会の開催について」の一部改正について

〔令和5年6月●●日  
地球温暖化対策推進本部決定案〕

地球温暖化対策推進本部幹事会の開催について（平成29年1月10日地球温暖化対策推進本部決定）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。	2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、 <u>構成員を追加し、又は</u> 関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当）	議長 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当）
構成員 内閣広報官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 環境省地球環境局長 経済産業省産業技術環境局長 資源エネルギー庁長官 内閣府大臣官房長 警察庁交通局長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 <u>こども家庭庁長官官房長</u> デジタル庁統括官 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省地球規模課題審議官 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・ 政策立案総括審議官 厚生労働省政策統括官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 林野庁長官 国土交通省総合政策局長 防衛省大臣官房審議官	構成員 内閣広報官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 環境省地球環境局長 経済産業省産業技術環境局長 資源エネルギー庁長官 内閣府大臣官房長 警察庁交通局長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 (新設) デジタル庁統括官 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省地球規模課題審議官 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・ 政策立案総括審議官 厚生労働省政策統括官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 林野庁長官 国土交通省総合政策局長 防衛省大臣官房審議官